

別記様式（第10条関係）

(表)

<p>写 真</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化 に関する法律第21条第2項の規 定による立入検査の 検 査 員 証</p> <p>年 月 日 発行 年 月 日 限り有効</p> <p>都道府県知事 印</p>	<p>第 号</p> <p>職名 氏名 年 月 日生</p> <p>6 . 5 センチメートル</p>	<p>(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律抜粋) 第21条 2 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、 自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若 しくは資料の提出を求め、又はその職員に営業所に立ち入 り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者 に質問させることができる。 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を 示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。 第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の 罰金に処する。 (1) 第21条第1項若しくは第2項の規定に違反して報告 をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同条第1 項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出 について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し た者又は同条第1項若しくは第2項の規定による立入検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>6 . 5 センチメートル</p> <p>1 3 センチメートル</p>
--	---	--